

令和7年度 町民税・府民税 申告の手引き



◎問合せ 島本町役場 総務部 税務課
(電話：075-962-5414・FAX：075-276-1552)

町民税・府民税の申告につきまして、毎年ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

今回申告していただく所得は、令和6年中(令和6年1月から12月まで)に発生した所得です。

この申告書は、町民税・府民税および国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険の賦課資料となるだけでなく、所得証明書や各種行政サービスを受ける上での基礎資料となります。

申告書は、昨年中に令和6年度分の町民税・府民税の申告(所得がない旨の申告を含む)をしていただいた方に、お送りしています。

書き方が分からない場合は、「◆申告に必要なもの」をお持ちのうえ、税務課までお越しください。また、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

申告期間・場所

令和7年2月17日(月)～3月17日(月)

※土・日、祝日を除く

<午前> 9:00～12:00 <午後> 12:45～17:30

島本町役場 税務課(役場本庁舎1階)

窓口の混雑を避けるため、受付期間を2分割し、ご案内しています。指定させていただいた期間のご都合が悪い場合は、他の期間にお越しいただいても構いません。

◆申告が必要な方

令和7年1月1日現在、島本町内に住所のある方で、次のAまたはBのいずれかに該当する方

※ くわしくは、次ページ「申告が必要かどうかのフローチャートおよび公的年金等受給者の方へ」をご覧ください。

A 令和6年中に所得があった方

ただし、次のような方は申告不要です。

- (1) 所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- (2) 勤務先や年金支払者から島本町に支払報告書が提出されている場合で、給与や公的年金等以外に所得がない方

※ 源泉徴収票に記載のない控除(医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除など)を受けたい場合は、申告が必要です。

B 令和6年中に所得がなくても、次のいずれかに該当する方

- (1) 島本町内に在住の方の税法上の扶養となっていない方
- (2) 所得・課税(非課税)証明書が必要な方
- (3) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の各種軽減措置を受ける方

◆申告に必要なもの

- (1) 町民税・府民税申告書
- (2) 令和6年中の所得の内容が分かるもの(給与や年金の源泉徴収票、その他の所得がある場合はその明細書など)
- (3) 各種控除を受けようとする方は支払額等を証する書類
※ 国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、社会保険料(国民年金保険料)の支払額を証する書類の添付または提示が必要です。
※ 給与等もしくは公的年金等の源泉徴収、給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出または提示した場合は、添付または提示を要しません。
- (4) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係書類および送金関係書類
※ 国外居住親族が16歳未満であっても、町民税・府民税の非課税限度額の適用を受ける方やその親族に係る障害者控除を受けようとする方は、上記の関係書類の添付または提示が必要となります。
- (5) マイナンバーカード、もしくは、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
※ 配偶者控除、扶養控除、障害者控除や16歳未満の扶養親族を申告される場合は、その対象者のマイナンバーの記入が必要となります。
- (6) 委任状(代理人が提出する場合のみ)

◆郵送で提出する場合

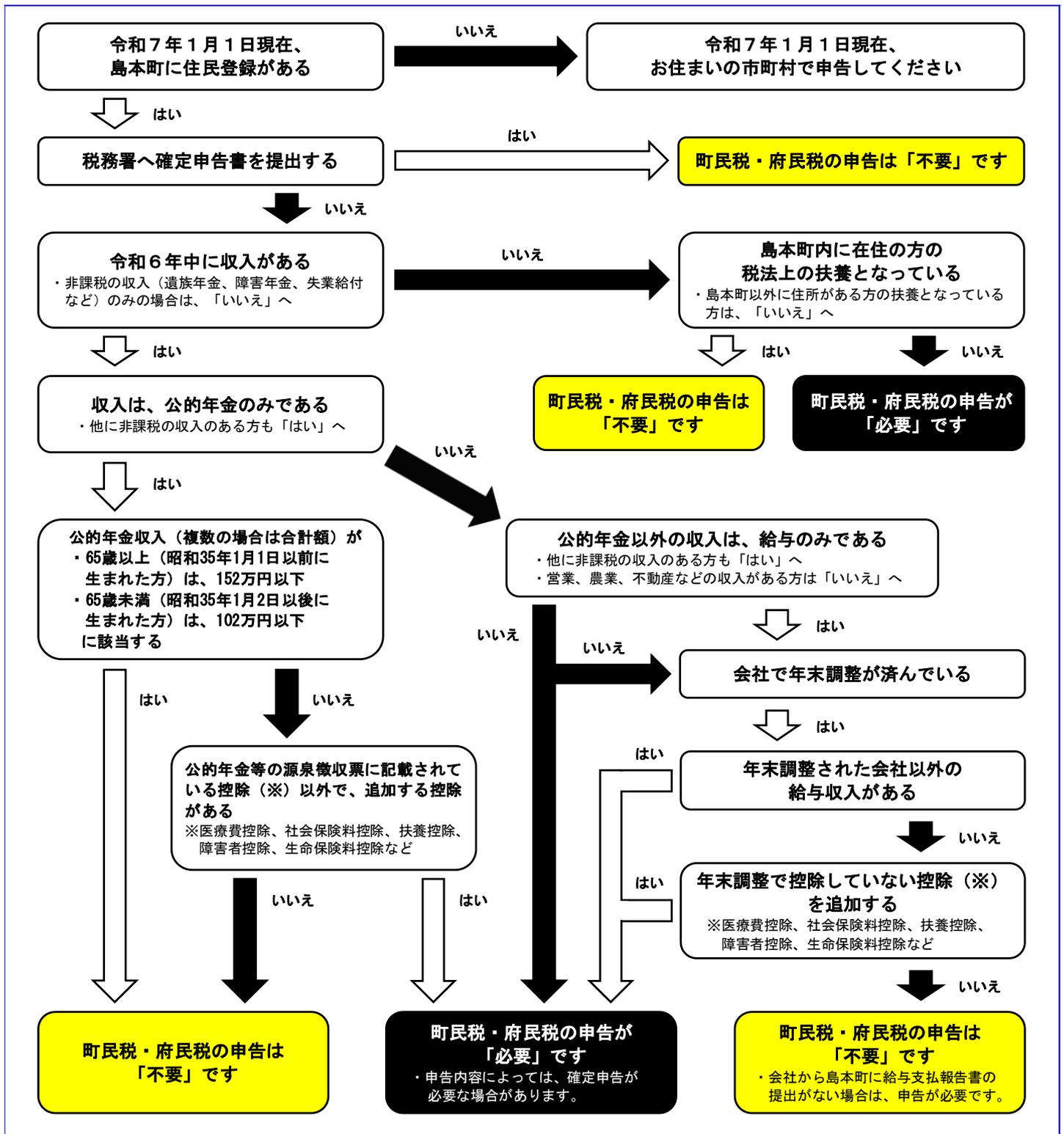
【〒618-8570(住所記載不要)島本町役場 税務課 町民税担当 宛】

申告書の記入に不備がないことを確認したうえで、「◆申告に必要なもの」を郵送してください。

※ マイナンバー確認書類と本人確認書類は、写しを同封してください。

※ 提出された書類は、お返しできませんので予めご了承ください。

申告が必要かどうかのフローチャート (※目安としてご利用ください)



公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下の方は、確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

また、確定申告をしない場合でも、町民税・府民税において「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除（※）を受けるには、町民税・府民税の申告が必要です。

※医療費控除、社会保険料控除、扶養控除、障害者控除、生命保険料控除など

◆所得税の確定申告に関するお問い合わせは、**茨木税務署**（☎ 072-623-1131）まで

1 収入金額・所得金額

▼収入金額

前年中に収入した金額、収入すべき権利の確定した金額（売掛金、未収入家賃など）。

※給与・配当・原稿料・印税・外交員報酬などは手取額ではなく、所得税などが差し引かれる前の金額。

▼必要経費

前年中に収入を得るために支出した費用。

▼所得金額

収入金額からそれぞれの必要経費を差し引いた金額。

申告書の欄	収入・所得の種類	収入・所得の内容／添付書類	所得金額の計算方法
ア・①	事業 営業等	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業のほか、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得 ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収支内訳書	①所得金額＝ 収入金額ア－必要経費
イ・②	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育、酪農品の生産などから生じる所得 【添付書類】収支内訳書	②所得金額＝ 収入金額イ－必要経費
ウ・③	不動産	地代、家賃、貸間代、土地や家屋の権利金などから生じる所得 ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収支内訳書	③所得金額＝ 収入金額ウ－必要経費
エ・④	利子	公社債や預貯金の利子などによる所得 ※源泉分離課税分は、申告不要です。ただし、国外の銀行の利子等、源泉徴収されないものは、申告が必要です。 【添付書類】収入の分かるもの	④所得金額＝ 収入金額エ
オ・⑤	配当	法人から受ける剰余金や利益の配当などの所得、投資信託の分配金などの所得 ※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」にも記入してください。 ※非上場株式等の配当所得は、申告が必要です。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑤所得金額＝ 収入金額オ－必要経費 (株式の元本を取得するために要した負債の利子)
カ・⑥	給与	給料、俸給、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与などの所得 ※日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、その合計額を申告書表面のカに記入してください。 【添付書類】給与所得の源泉徴収票	⑥所得金額＝ 収入金額カ－給与所得控除額

【給与所得の速算表】

給与等の収入金額（カ）	給与所得の金額
0円 ～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	カ - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円

給与等の収入金額（カ）	給与所得の金額
1,628,000円 ～ 1,799,999円	(カ ÷ 4) × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	(カ ÷ 4) × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(カ ÷ 4) × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	カ × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ～	カ - 1,950,000円

※（カ÷4）は千円未満切捨て

● 所得金額調整控除

(1) 前年の給与等の収入金額が 850 万円を超え、次のいずれかに該当する場合、次の計算式で算出された額が給与所得の金額から控除されます。

該当する方のみ、申告書裏面の「15 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

- ① 本人が特別障害者に該当する
- ② 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

【控除額】(前年の給与等の収入金額 (1,000 万円を超える場合は 1,000 万円) - 850 万円) × 10%

(2) 給与所得および公的年金等に係る雑所得があり、その合計額が 10 万円を超える場合

【控除額】前年の給与所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) + 前年の公的年金等に係る雑所得 (10 万円を超える場合は 10 万円) - 10 万円

申告書の欄	収入・所得の種類	収入・所得の内容 / 添付書類		所得金額の計算方法
キ・⑦	公的年金等	国民年金、厚生年金、各共済組合金、企業年金、恩給などの所得 【添付書類】公的年金等の源泉徴収票		⑩所得金額=⑦+⑧+⑨ ・⑦=収入金額キ-公的年金等控除額 ・⑧=収入金額ク-必要経費 ・⑨=収入金額ケ-必要経費
ク・⑧	雑 業務	原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得 【添付書類】収入と経費の分かるもの	※申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」にも記入してください。	
ケ・⑨	その他	生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの所得 【添付書類】収入と経費の分かるもの		

【公的年金等に係る雑所得の速算表】

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額(キ)	公的年金等に係る雑所得		
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 S34.1.2 以後生まれ	0円 ~ 1,299,999円	キ - 600,000円	キ - 500,000円	キ - 400,000円
	1,300,000円 ~ 4,099,999円	キ × 0.75 - 275,000円	キ × 0.75 - 175,000円	キ × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	キ × 0.85 - 685,000円	キ × 0.85 - 585,000円	キ × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	キ × 0.95 - 1,455,000円	キ × 0.95 - 1,355,000円	キ × 0.95 - 1,255,000円
65歳以上 S34.1.1 以前生まれ	10,000,000円 ~	キ - 1,955,000円	キ - 1,855,000円	キ - 1,755,000円
	0円 ~ 3,299,999円	キ - 1,100,000円	キ - 1,000,000円	キ - 900,000円
	3,300,000円 ~ 4,099,999円	キ × 0.75 - 275,000円	キ × 0.75 - 175,000円	キ × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円 ~ 7,699,999円	キ × 0.85 - 685,000円	キ × 0.85 - 585,000円	キ × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円 ~ 9,999,999円	キ × 0.95 - 1,455,000円	キ × 0.95 - 1,355,000円	キ × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円 ~	キ - 1,955,000円	キ - 1,855,000円	キ - 1,755,000円

コサ・⑩	総合譲渡	自動車、機械器具、船舶などの資産の譲渡による所得 ※特別控除額は、短期と長期合わせて 50 万円までです。 ※コ(短期): 取得後 5 年以内の譲渡 ※サ(長期): 取得後 5 年超の譲渡	※申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。 【添付書類】収入と経費の分かるもの	⑪所得金額=コ+{(サ+シ)×1/2} ・コ(総合譲渡短期)=収入金額-取得費等-特別控除額 ・サ(総合譲渡長期)=収入金額-取得費等-特別控除額 ・シ(一時)=収入金額-必要経費-特別控除額
シ・⑪	一時	賞金、懸賞金、競馬・競輪などの払戻金、生命保険の満期返戻金などの一時的な所得 ※特別控除額は、50 万円までです。		

2 所得控除(所得から差し引かれる金額)

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等
⑬	社会保険料控除	介護保険料、健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、雇用保険料、厚生年金保険料および厚生年金基金の掛金、国民年金保険料および国民年金基金の掛金などを支払った場合

	控除額等 添付書類等	支払った保険料全額 国民年金保険料等に係る社会保険料控除を受ける場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付または提示が必要（年末調整済の場合は、不要）																																																												
⑭	小規模企業共済等掛金控除 控除額等 添付書類等	小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金および心身障害者扶養共済の掛金がある場合 支払った掛金全額 支払額の証明書（年末調整済の場合は、不要）																																																												
⑮	生命保険料控除 控除額等 添付書類等	生命保険契約、簡易生命保険契約、農業協同組合など生命共済契約等の保険料、または個人年金保険契約等の保険料を支払った場合 ● 新契約（平成24年1月1日以後に締結した契約） ※下の④新生命保険料、⑤新個人年金保険料、⑥介護医療保険料 ● 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した契約） ※下の⑦旧生命保険料、⑧旧個人年金保険料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 12,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払金額の1/2+ 6,000円</td></tr> <tr><td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,001円 ～</td><td>28,000円</td></tr> </table> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 15,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払金額の1/2+ 7,500円</td></tr> <tr><td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,001円 ～</td><td>35,000円</td></tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>上の表で算出した控除額</th> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>④新生命保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑦旧生命保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧両方ある場合 (A+B)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table> </td> <td>⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①一般生命保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑A⑧⑦のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ 生命保険料控除額</td> </tr> <tr> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑤新個人年金保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧旧個人年金保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑨両方ある場合 (D+E)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table> </td> <td>⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>②個人年金保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑D⑨⑧のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ ①個人年金保険料控除額 + ②個人年金保険料控除額 + ③介護医療保険料控除額 (上限70,000円)</td> </tr> <tr> <td>介護医療 ⑥介護医療保険料 (上限28,000円) 円</td> <td>⇒⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③介護医療保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑⑥の額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒</td> </tr> </table>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 12,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払金額の1/2+ 6,000円</td></tr> <tr><td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,001円 ～</td><td>28,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	～ 12,000円	全額	12,001円 ～ 32,000円	支払金額の1/2+ 6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払金額の1/4+14,000円	56,001円 ～	28,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 15,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払金額の1/2+ 7,500円</td></tr> <tr><td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,001円 ～</td><td>35,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	～ 15,000円	全額	15,001円 ～ 40,000円	支払金額の1/2+ 7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払金額の1/4+17,500円	70,001円 ～	35,000円	区分	上の表で算出した控除額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>④新生命保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑦旧生命保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧両方ある場合 (A+B)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table>	④新生命保険料	(上限28,000円)	円	⑦旧生命保険料	(上限35,000円)	円	⑧両方ある場合 (A+B)	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①一般生命保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑A⑧⑦のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ 生命保険料控除額	①一般生命保険料控除額	円	↑A⑧⑦のうち一番大きい額		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑤新個人年金保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧旧個人年金保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑨両方ある場合 (D+E)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table>	⑤新個人年金保険料	(上限28,000円)	円	⑧旧個人年金保険料	(上限35,000円)	円	⑨両方ある場合 (D+E)	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>②個人年金保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑D⑨⑧のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ ①個人年金保険料控除額 + ②個人年金保険料控除額 + ③介護医療保険料控除額 (上限70,000円)	②個人年金保険料控除額	円	↑D⑨⑧のうち一番大きい額		介護医療 ⑥介護医療保険料 (上限28,000円) 円	⇒⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③介護医療保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑⑥の額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒	③介護医療保険料控除額	円	↑⑥の額	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 12,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001円 ～ 32,000円</td><td>支払金額の1/2+ 6,000円</td></tr> <tr><td>32,001円 ～ 56,000円</td><td>支払金額の1/4+14,000円</td></tr> <tr><td>56,001円 ～</td><td>28,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	～ 12,000円	全額	12,001円 ～ 32,000円	支払金額の1/2+ 6,000円	32,001円 ～ 56,000円	支払金額の1/4+14,000円	56,001円 ～	28,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>支払金額</th><th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th></tr> <tr><td>～ 15,000円</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001円 ～ 40,000円</td><td>支払金額の1/2+ 7,500円</td></tr> <tr><td>40,001円 ～ 70,000円</td><td>支払金額の1/4+17,500円</td></tr> <tr><td>70,001円 ～</td><td>35,000円</td></tr> </table>	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	～ 15,000円	全額	15,001円 ～ 40,000円	支払金額の1/2+ 7,500円	40,001円 ～ 70,000円	支払金額の1/4+17,500円	70,001円 ～	35,000円																																									
支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）																																																													
～ 12,000円	全額																																																													
12,001円 ～ 32,000円	支払金額の1/2+ 6,000円																																																													
32,001円 ～ 56,000円	支払金額の1/4+14,000円																																																													
56,001円 ～	28,000円																																																													
支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）																																																													
～ 15,000円	全額																																																													
15,001円 ～ 40,000円	支払金額の1/2+ 7,500円																																																													
40,001円 ～ 70,000円	支払金額の1/4+17,500円																																																													
70,001円 ～	35,000円																																																													
区分	上の表で算出した控除額																																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>④新生命保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑦旧生命保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧両方ある場合 (A+B)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table>	④新生命保険料	(上限28,000円)	円	⑦旧生命保険料	(上限35,000円)	円	⑧両方ある場合 (A+B)	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>①一般生命保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑A⑧⑦のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ 生命保険料控除額	①一般生命保険料控除額	円	↑A⑧⑦のうち一番大きい額																																																	
④新生命保険料	(上限28,000円)	円																																																												
⑦旧生命保険料	(上限35,000円)	円																																																												
⑧両方ある場合 (A+B)	(上限28,000円)	円																																																												
①一般生命保険料控除額	円																																																													
↑A⑧⑦のうち一番大きい額																																																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>⑤新個人年金保険料</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑧旧個人年金保険料</td><td>(上限35,000円)</td><td>円</td></tr> <tr><td>⑨両方ある場合 (D+E)</td><td>(上限28,000円)</td><td>円</td></tr> </table>	⑤新個人年金保険料	(上限28,000円)	円	⑧旧個人年金保険料	(上限35,000円)	円	⑨両方ある場合 (D+E)	(上限28,000円)	円	⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>②個人年金保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑D⑨⑧のうち一番大きい額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒ ①個人年金保険料控除額 + ②個人年金保険料控除額 + ③介護医療保険料控除額 (上限70,000円)	②個人年金保険料控除額	円	↑D⑨⑧のうち一番大きい額																																																	
⑤新個人年金保険料	(上限28,000円)	円																																																												
⑧旧個人年金保険料	(上限35,000円)	円																																																												
⑨両方ある場合 (D+E)	(上限28,000円)	円																																																												
②個人年金保険料控除額	円																																																													
↑D⑨⑧のうち一番大きい額																																																														
介護医療 ⑥介護医療保険料 (上限28,000円) 円	⇒⇒⇒⇒ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>③介護医療保険料控除額</td><td>円</td></tr> <tr><td>↑⑥の額</td><td></td></tr> </table> ⇒⇒⇒	③介護医療保険料控除額	円	↑⑥の額																																																										
③介護医療保険料控除額	円																																																													
↑⑥の額																																																														
	添付書類等	控除証明書（年末調整済の場合は、不要）																																																												
⑯	地震保険料控除 控除額等 添付書類等	特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払った場合（平成18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料は、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>支払った保険料の区分</th> <th>支払金額</th> <th>控除額（小数点以下は、切上げ）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">①支払った保険料が地震保険料だけの場合</td> <td>～ 50,000円</td> <td>支払金額の1/2</td> </tr> <tr> <td>50,001円 ～</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合</td> <td>～ 5,000円</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円 ～ 15,000円</td> <td>支払金額の1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円 ～</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>①・②両方がある場合</td> <td colspan="2">①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。</td> </tr> </table>	支払った保険料の区分	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）	①支払った保険料が地震保険料だけの場合	～ 50,000円	支払金額の1/2	50,001円 ～	25,000円	②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	～ 5,000円	全額	5,001円 ～ 15,000円	支払金額の1/2+2,500円	15,001円 ～	10,000円	①・②両方がある場合	①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。																																											
支払った保険料の区分	支払金額	控除額（小数点以下は、切上げ）																																																												
①支払った保険料が地震保険料だけの場合	～ 50,000円	支払金額の1/2																																																												
	50,001円 ～	25,000円																																																												
②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	～ 5,000円	全額																																																												
	5,001円 ～ 15,000円	支払金額の1/2+2,500円																																																												
15,001円 ～	10,000円																																																													
①・②両方がある場合	①・②の控除額の合計額（限度額25,000円）。ただし、一つの損害保険契約で両方を支払っている場合は、いずれか一方。																																																													
	添付書類等	控除証明書（年末調整済の場合は、不要）																																																												
⑰	寡婦控除 控除額等	⑱のひとり親控除の要件に該当せず、次のいずれかに該当する方 (1) 夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がいる方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない一定の方で、前年中の合計所得金額が500万円以下の方 26万円																																																												
⑱	ひとり親控除 控除額等	婚姻していないまたは配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の3つの要件すべてに当てはまる方 (1) その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと (2) 生計を一にする子（前年中の合計所得金額が48万円以下）がいること (3) 前年中の合計所得金額が500万円以下であること 30万円																																																												
⑲	勤労学生控除 控除額等 添付書類等	大学、高等学校、盲学校などの学生や生徒（夜間、通信学生を含む）で、自己の勤労に基づく合計所得金額が75万円以下であって、給与所得等以外の所得が10万円以下の場合 26万円 学生証または在学の証明書類																																																												

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等																																											
㉓	障害者控除 控除額等 添付書類等	<p>あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者や特別障害者である場合 ※障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。</p> <p>(1) 障害者（身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級など）の場合…26万円 (2) 特別障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級など）の場合…30万円 (3) 同居特別障害者（特別障害者が同居）の場合…53万円 障害者手帳等</p>																																											
㉔	配偶者控除 控除額等	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする妻または夫（内縁関係は含みません）の前年中の合計所得金額が48万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">配偶者控除の種類別</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～900万円</th> <th>900万1円～950万円</th> <th>950万1円～1,000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者控除の種類別		納税義務者の合計所得金額			～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円	配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円	老人	38万円	26万円	13万円																										
配偶者控除の種類別		納税義務者の合計所得金額																																											
		～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円																																									
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円																																									
	老人	38万円	26万円	13万円																																									
㉕	配偶者特別控除 控除額等	<p>前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～900万円</th> <th>900万1円～950万円</th> <th>950万1円～1,000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001円～1,000,000円</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円～1,050,000円</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円～1,100,000円</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円～1,150,000円</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円～1,200,000円</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円～1,250,000円</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円～1,300,000円</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円～1,330,000円</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円～</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円	1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	1,330,001円～	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																												
	～900万円	900万1円～950万円	950万1円～1,000万円																																										
480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円																																										
1,000,001円～1,050,000円	31万円	21万円	11万円																																										
1,050,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円																																										
1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円																																										
1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円																																										
1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円																																										
1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円																																										
1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円																																										
1,330,001円～	0円	0円	0円																																										
㉖	扶養控除 控除額等	<p>生計を一にする親族、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）、市町村長から養護を委託された老人のうち前年中の合計所得金額が48万円以下の場合。（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける方および事業専従者を除く）</p> <p>(1) 扶養親族のうち16歳以上（平成21年1月1日以前に生まれた方）1人につき…33万円 (2) 特定扶養親族19～22歳（平成14年1月2日以後平成18年1月1日以前に生まれた方）1人につき…45万円 (3) 老人扶養親族70歳以上（昭和30年1月1日以前に生まれた方）1人につき…38万円 (4) 同居老親等扶養親族1人につき…45万円</p>																																											
㉗	基礎控除 控除額等	<p>すべての方に適用される控除（ただし、控除額の区分および所得制限あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>～2,400万円</th> <th>2,400万1円～2,450万円</th> <th>2,450万1円～2,500万円</th> <th>2,500万1円～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43万円</td> <td>29万円</td> <td>15万円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	納税義務者の合計所得金額				～2,400万円	2,400万1円～2,450万円	2,450万1円～2,500万円	2,500万1円～	43万円	29万円	15万円	0円																															
納税義務者の合計所得金額																																													
～2,400万円	2,400万1円～2,450万円	2,450万1円～2,500万円	2,500万1円～																																										
43万円	29万円	15万円	0円																																										
㉘	雑損控除 控除額等 添付書類等	<p>災害、盗難、または横領により住宅や家財などに損害を受けた場合 次の(1)・(2)のいずれか多い方の金額</p> <p>(1) (損害金額－保険金などで補填される金額)－{(総所得金額＋退職所得金額＋山林所得金額)×10%} (2) (損害金額－保険金などで補填される金額)のうち災害関連支出の金額－5万円 損失額の明細・領収書など</p>																																											
㉙	医療費控除 控除額等 添付書類等	<p>医師に支払った診察・治療費、病気のための医薬品の購入費、分べん費、はり、マッサージ代などが一定の金額以上ある場合 (支払った医療費－保険金などで補填される金額)－{(総所得金額＋特別控除前の申告分離課税の所得の合計額（繰越控除後）＋退職所得金額＋山林所得金額)×5%、または10万円とのいずれか小さい方の金額}の算出によって計算した金額。※限度額は、200万円です。 医療費控除の明細書 ※領収書は、提出不要（自宅で5年間保管要）</p>																																											

申告書の欄	控除の種類	控除の内容 / 控除額等 / 添付書類等
⑦	医療費控除の特例（セルフメディケーション税制） 控除額等 添付書類等	次の一定の取組のいずれかを行っている方が、一定のスイッチOTC医薬品の購入費を支払った場合 <一定の取組> 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導、予防接種、定期健康診断（事業主検診）、健康診査（いわゆる人間ドック等）、がん検診 など （支払った金額－保険金等で補填される額）－1万2千円 ※限度額は、8万8千円です。 ※一定の取組に係る費用は控除対象外です。 ※この特例を受ける場合には従来の医療費控除の適用はできません。 セルフメディケーション税制の明細書 ※一定の取組を受けていることを明らかにする書類は、提出不要（自宅で5年間保管要）

3 税額控除

▼調整控除（合計所得金額が2,500万円を超えると適用されません）

税源移譲に伴う所得税と町民税・府民税の人的控除差に基づく負担増を調整するため、次の区分に応じて計算した額が、町民税・府民税の所得割額から控除されます。

・合計課税所得金額が200万円以下の方

次の①と②のいずれか小さい額の5%（町民税3%、府民税2%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額

・合計課税所得金額が200万円超の方

次の①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（町民税3%、府民税2%）に相当する金額

① 下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合は、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額

② 合計課税所得金額から200万円を控除した金額

【所得税と町民税・府民税の人的控除の差】

控除の種類	金額	
基礎控除	5万円	
障害者控除	普通	1万円
	特別	10万円
	同居特別	22万円
ひとり親控除	父	1万円
	母	5万円
寡婦控除	1万円	

控除の種類	金額	
勤労学生控除	1万円	
扶養控除	一般	5万円
	特定	18万円
	老人	10万円
	同居老親等	13万円

配偶者控除	納税義務者の合計所得金額	一般	老人
	～ 900万円	5万円	10万円
	900万1円～ 950万円	4万円	6万円
	950万1円～ 1,000万円	2万円	3万円

配偶者特別控除	納税義務者の合計所得金額	配偶者の合計所得金額	
		48万円超 50万円未満	50万円超 55万円未満
	～ 900万円	5万円	3万円
	900万1円～ 950万円	4万円	2万円
	950万1円～ 1,000万円	2万円	1万円

▼配当控除

株式等の配当所得がある場合、町民税・府民税の所得割額から一定の金額が控除されます。

種類	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	町民税	府民税	町民税	府民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

▼住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

令和7年12月31日までに入居された方で、所得税の住宅ローン控除を受けており、かつ所得税から控除しきれなかった税額がある場合は、次の①・②いずれか小さい金額が町民税・府民税の所得割額から控除されます。

※ 控除額・控除期間は、居住開始年月日等の諸条件により決まります。

【控除額】

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額
- 所得税の課税総所得金額等の額の5%（限度額97,500円）または、所得税の課税総所得金額等の額の7%（限度額136,500円）

【控除期間】 10年または、13年

▼寄附金税額控除（申告書裏面の「14 寄附金に関する事項」）

以下の団体等に対する寄附金は、税額控除が受けられます。

① 都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）（※1）

※1 総務大臣が指定した以外の地方団体に対する寄附金は、ふるさと納税の対象外となります。（所得税の所得控除および個人住民税の基本控除の対象にはなりません。）

② 住所地の都道府県共同募金会または日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 大阪府・島本町が条例で指定する団体への寄附金

・基本控除額（対象となる寄附金すべてに適用）
 （寄附金額（※2）－2千円）×10%（※3）

※2 寄附金の合計額または総所得金額等の30%のいずれか小さい金額

※3 町民税6%、府民税4%

・特例控除額（ふるさと納税にのみ適用）

基本控除額に次の金額を加算。ただし、個人住民税所得割額の20%が限度

（ふるさと納税の合計額－2千円）×下表から求めた割合（※4）

※4 求めた特例控除額の5分の3を町民税、5分の2を府民税に加算

課税総所得金額から 人的控除差調整額を控除した額	割合
～ 195万円	84.895%
195万1円～ 330万円	79.79%
330万1円～ 695万円	69.58%
695万1円～ 900万円	66.517%
900万1円～ 1,800万円	56.307%
1,800万1円～ 4,000万円	49.16%
4,000万1円～	44.055%

4 その他の申告書に関する事項

▼給与・公的年金等に係る所得以外の町民税・府民税の納税方法

給与や公的年金等に係る所得とそれ以外の所得がある方については、給与や公的年金等に係る所得以外の所得に対する町民税・府民税を、給与から差し引く（特別徴収）か自分で納付する（普通徴収）か選択できます。

申告書表面の「5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の町民税・府民税の納税方法」の欄の希望する方法の□にレ印を付けてください（どちらにも印がない場合は、特別徴収になります）。

▼「11 事業専従者に関する事項」

あなたと生計を一にする配偶者やその他15歳以上の親族で、あなたの事業にその年を通じて6か月を超える期間もっぱら従事した方を、事業専従者として控除の対象にできます。

該当する場合は、その方の氏名、個人番号、続柄、専従者控除額等を記入してください。白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次の①か②のいずれか小さい方の金額を記入してください。

① 50万円（配偶者の場合は86万円）

② （事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）
 ÷（事業専従者の数＋1）

※ なお、事業専従者として申告した親族を配偶者控除、配偶者特別控除および扶養控除の対象とすることはできません。

令和7年度の町民税・府民税の主な改正点

◆同一生計配偶者の定額減税

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である、納税義務者本人の同一生計配偶者（国内居住者のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者）について、令和7年度に限り、納税義務者本人の個人住民税の所得割から1万円が減税されます。

◆子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充

子育て世帯や若者夫婦における住宅取得を支援する観点から、令和6年入居の子育て世帯及び若者夫婦世帯における借入限度額について、新築等の認定住宅は500万円、新築等のZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅は1,000万円が限度額に上乗せされます。

また、合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、新築住宅の床面積要件を40平方メートルに緩和する措置について、建築確認期限が令和6年12月31日まで延長されます。

◆扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する同申告書について適用されます。

